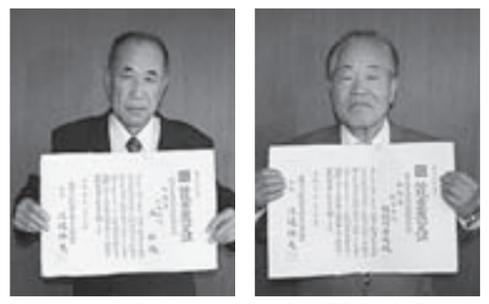


平成19年度
伝統工芸士認定

3月26日(水)、伝統工芸士の認定書授与式が熊野筆会館で行われました。
今年度は、熊野筆の伝統工芸士として、福垣内康之さん(中溝)、湊弘さん(新宮)のお二人が認定され、新しく伝統工芸士の称号を得ました。
お二人ともおめでとうござ



(地域振興課)

湊弘さん 福垣内康之さん

ございました。

熊野町観光マップ完成



昨年8月から町民の皆さんと一緒に取り組んできた観光マップづくりが3月に無事完成し、4月から各公共施設や飲食店等で「熊野町観光マップ」として無料配布しています。

筆の里工房や郷土館、筆づくりが見られる事業所、昼食が可能な飲食店等を掲載しており、一冊で観光客の要望に答えられるようなマップづくりを心がけました。

情報提供やマップづくりに関わってくださった皆さん、大変ありがとうございました。

■地域振興課 ☎820-5602、生涯学習課 ☎820-5621

筆の都の案内人
熊野の魅力を紹介

3月22日(土)、23日(日)にまち歩きイベント「春の筆の里めぐり」を行いました。

黄色の揃いのジャンパーを着た、筆の都の案内人(観光ボランティアガイド)が先導となり、神社や筆事業所、酒造場などを案内しました。

今回ご協力いただいた筆事業所は、(株)久保田号と広島筆産業(株)。作業場に案内されると、筆の原料となる原毛に触れたり、筆軸への文字彫りの作業を間近に見せてもらったりして、見学者の皆さんも大変熱心に聞き入っていました。

→久保田号で筆づくりを見学



↑特別に試飲のサービスがありました

また、馬上酒造場では酒蔵の中を丁寧な説明で案内してもらい、店主のこだわりの酒造りであることを皆さん感じておられました。

2日間で35人もの方が参加されましたが、皆さんから参加して良かったとの声をいただき、案内人ともに充実した2日間となりました。

今後もまち歩きのイベントは随時行っていく予定です。「熊野町をもっと知りたい」という町民の皆さんもぜひ参加してみてください。

また、案内人に興味がある人も、お問い合わせください。



↑広島筆産業ではNHKが取材に訪れました

■地域振興課 ☎820-5602

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の運用状況
この制度は、町民の皆さんの請求により、行政情報の閲覧や写しの交付を行う制度です。

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間においては、公文書の公開状況を次のとおり公表します。

件数等 実施機関	請求 (申出) 人数	請求 (申出) 件数	処 理 状 況			
			公開	部分公開	不存在	非公開
町長	2	22	11	1	10	0

※上記以外の実施機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会)については、平成19年度の請求はありませんでした。

個人情報保護制度の運用状況
この制度は、町民の皆さんが、本人の個人情報の開示(閲覧や写しの交付)、訂正、利用停止請求を求めることが出来る制度です。

また、請求された公文書を開示(訂正)しないとき、利用停止などをしないときは、その理由をお知らせしますが、その決定に不服があるときは、町に不服申立ができます。

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間においては、個人情報の開示請求はありませんでした。

■総務課 ☎820-5601



年金制度改正のお知らせ等について

4月から実施されている事務は次のとおりです。

国民年金関係

- 4月より平成21年3月までの国民年金保険料月額1万4千410円
- 任意加入被保険者の保険料納付は、口座振替納付が原則となりました。

年金給付関係

- 平成19年の物価の伸びが0.0%であったことから、今年度の年金額については、平成19年度と同じ年金額となりました。
- 後期高齢者医療制度及び国民健康保険制度の保険料等について、現行の介護保険料と併せ、原則として4月支払い分から、新たに特別徴収の対象となりました。

厚生年金関係

- 第3号被保険者または第3号被保険者であった人から請求によって、離婚した場合、夫婦の合意がなくても、第3号被保険者期間についての納付記録(標準報酬)を2分の1に分割

■広島南社会保険事務所 ☎23-7710、住民課 ☎820-5604